



特別企画 定額減税の 仕組みと 取引先への提案

前田 誠

公認会計士／税理士／
中小企業診断士

2024年6月の給与から、給与所得者には定額減税が実施される。実質的な手取りが一人当たり4万円増えるメリットの裏側にある、給与計算担当者の負担増をひも解いていこう。

本年、岸田首相が実行した政策のうち、社会的影響が大きいものの一つに「定額減税」が挙げられる。この減税政策には、主に次のような特徴がある。

- ・恒久的なものではなく、今年度限りの時限的なものである
 - ・一般的に減税は控除額を拡大したり、控除対象者の範囲を拡大したり、税率を引き下げたりというのが通例であるが、定額減税では、対象者は誰も同額の減税を受けることを意図している
 - ・所得税だけではなく、住民税も対象としている
 - ・もともと納税額が少なく、減税の効果を受けられない者に対しては、「給付金」が支給される
- 減税なので本来は歓迎すべきだが、実際は事務処理の負担増を招き、問題視されている。

定額減税の仕組み

る。そこで本稿では、金融機関の渉外担当者として最低限知っておいてほしい、定額減税の事務処理における困難性や知識、取引先への提案事項を紹介する。

なお、本稿は令和6年6月30日時点で公表されている情報に基づき記載している。政府からは、日々新しい情報提供が行われていることをあらかじめお断りしておく。

定額減税は、給与所得者と個人事業主で適用の仕方がまったく異なるため、本稿では給与所得者を前提に解説する。給与所得者側は普段意識していないだろうが、給与計算担当者は図表1のようなことを行っている。

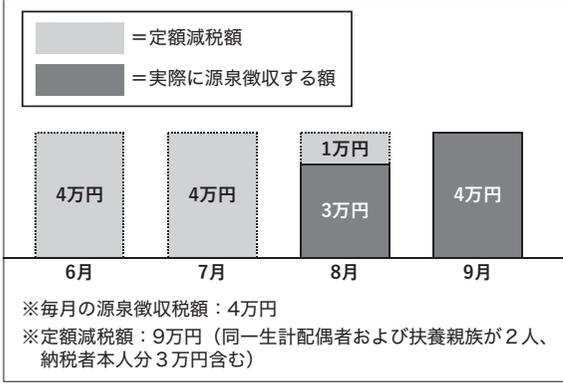
所得税は前払いだが住民税は後払い

ここでのポイントは、所得税は今年度分を毎月の給与から天引きして税務署に仮払い（前払い）しているのに対して、住民税は前年度分の確定した金額を、12カ月にわたり後払いしている点だ。まずこれを知らない点で、論点がまったく理解できないので押さえ

図表1 給与計算担当者の主な業務

- ・所得税は毎月、扶養親族の数や社会保険料控除後の給与金額等に基づき、給与計算担当者が一定の金額を計算し、従業員の給料から会社が天引き（源泉徴収）を行って、**原則給与支給月の翌月10日に税務署に納めている**
- ・一定の対象者については、給与計算担当者が年末に従業員一人ずつ1年間の給与総額に基づき、所得税の年税額を確定させ、毎月給与から天引きして税務署に納付した金額との差額を精算（年末調整）している
- ・住民税は毎年5月ごろに、前年度の所得に基づいて自治体が計算した年税額の通知が会社に来る。**6月から翌年5月にかけて12カ月にわたり、給料から天引きして会社が自治体に納めている**

図表2 実際の定額減税のサンプル



(出所) 図表1・2ともに筆者作成

所得税については、㉑令和6年6月1日現在で在職する従業員のうち、㉒一定の要件を満たした者に対して、㉓本来、源泉徴収すべきであった金額の累計が、同一生計配偶者および扶養親族の人数×3万円の金額になるまで、㉔毎月の所得税の源泉徴収および税務署への納付を免除するといったことを行う。文章で説明すると難しいので、図表2を参照されたい。

㉕㉖㉗について補足すると、図表3のようになる。

次に住民税は何を行うかだが、結論として給与計算担当者は、自治体が計算した金額を、通知に基づき毎月の給与から源泉徴収するだけである。自治体が計算した金額とは、本来納めるべきであった